

裁 決 書

審査請求人

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

審査請求代理人

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

処 分 庁

東根市福祉事務所長

審査請求人が平成 18 年 11 月 8 日付けで提起した生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 24 条の規定による保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成 18 年 9 月 8 日付東福発第 \_\_\_\_\_ 号で審査請求人に対してした保護申請却下処分を取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求人 \_\_\_\_\_（以下「請求人」と言う。）は、平成 18 年 8 月 10 日付けの生活保護法（以下「法」と言う。）第 7 条に基づく生活保護申請に対し、東根市福祉事務所長（以下「処分庁」と言う。）が平成 18 年 9 月 8 日付けで行った保護申請却下処分について不服を申立てているものである。

2 審査請求の理由

請求人は生活保護を申請したが、保有する自動車を生活更生計画書どおり処分していないこと、就労先が決まり収入が見込まれること、扶養義務者から扶養義務を履行してもらう必要があること等を理由として、処分庁が保護申請を却下したことに対し、却下理由に不服があるとして、審査請求を行ったものである。



## 第2 認定事実及び判断

### 1 認定事実

- (1) 平成18年8月10日、請求人は処分庁に來所し、病気、失業を理由として生活保護の申請を行い、処分庁が申請を受理した。申請時に処分庁は、請求人に対し、生活更生計画書の提出を求めた。
- (2) 処分庁では保護申請を受け、法29条に基づき、請求人の預貯金、生命保険等の資産について調査を行ったところ、預貯金\_\_\_円を確認した。生命保険等の保有は無かった。  
また、請求人は、平成\_\_\_年\_\_\_月に初年度登録され、平成17年3月に車検が切れている自動車を保有し、当該自動車を住居代りとしていた。  
請求人は平成\_\_\_年\_\_\_月と\_\_\_月に郵便局のさくらんぼ集配業務に従事し、平成\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日に\_\_\_円、平成\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日に\_\_\_円の賃金を得た。
- (3) 請求人は平成18年8月15日付けで、仕事を一日でも早く見つけ働くようにすること、住むところを見つけること、保有する自動車を8月21日から22日あたりに廃車すること等を記述した、生活更生計画書を処分庁に提出した。
- (4) 生活更生計画書に記載した日までに自動車の廃車手続は行われず、請求人は平成18年9月6日に「生活保護決定となるのであれば車を処分する。そうでなければ、車は廃車しない。」と処分庁に口頭で申し入れた。
- (5) 請求人には、父母及び弟2人の計4人の扶養義務者がおり、処分庁は平成18年8月18日に扶養援助の要請のため、請求人の\_\_\_\_\_の実家を訪問し、請求人の母親と直接話をした。また、同日、請求人の父親とも電話で話をした。その結果、請求人が家を出て行って後、請求人とは一度も話をしたことがないことを聴き取りした。  
また処分庁は、請求人の扶養義務者4人全員に対し、平成18年8月28日に文書で請求人に対する扶養照会を行い、4人全員から扶養できない内容の回答を得た。
- (6) 請求人はハローワーク\_\_\_において求職活動を行い、平成18年9月16日から\_\_\_\_\_の仕事に就くことが決まっていた。
- (7) 平成18年9月8日、処分庁は所長、所長補佐、査察指導員及び地区担当員等で構成するケース診断会議を開催し、保護申請時点においては、請求人の収入充当額が最低生活費を下回ったが、以下の理由により本申請を却下すべきと判断した。  
ア 請求人が生活更生計画書に書いた自動車の処分を未だ履行していないこと。  
イ 請求人は9月16日から\_\_\_\_\_の仕事をすることで収入が見込まれること。

ウ 請求人の扶養義務者について、援助不可能と思われる者（傷病者等）がおらず、扶養義務を履行してもらう必要があること。

(8) 処分庁は、ケース診断会議の結果を踏まえ、請求人に対して申請却下を決定し、平成18年9月8日付けの保護申請却下通知書を平成18年9月12日に処分庁内で手交した。

(9) 請求人は、平成18年11月8日に本件審査請求を提起した。

## 2 判断

(1) 生活保護の決定実施は、要保護者の自立更生の意欲を大前提として、担当職員との相互信頼関係に基づく要保護者の積極的協力を得ることによって、法の目的である最低生活の保障及び自立助長を実現することが可能となるものである。その意味で、法律上の権限を用いる以前の段階において、相談や助言、具体的な援助方法などの提案などを通じた相互の話し合いによって、要保護者が生活保護制度についての理解を深め、その自発的協力を求めていくことが、まず必要である。

本件についてみれば、自ら決めた生活更生計画を覆したという点で、請求人の行為は相互信頼関係を損なわせるものであったが、請求人は収入が少なく、自己所有の自動車を住居代りとしており、保護が受給できる見込となった後に自動車を処分するという請求人の主張にはやむを得ない理由があり、生活更生計画書に書いた期限まで自動車を処分しなかったことをもって保護の要件を欠くとまでは言えない。

(2) 生活保護の適用にあたっては「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること」を要件としている。（法第4条第1項）

請求人は、ハローワークにおける求職活動により平成18年9月16日からの\_\_\_\_\_の仕事を探してきており、就労のための努力を怠っていないことは処分庁も認めているところである。こうしたことから、請求人が法第4条第1項で定める能力の活用という点において、保護の要件を欠くものには当たらないと判断できる。

また、処分庁が行った資産調査の結果、預貯金、保険等の資産はほとんど無く、保護申請時点において、請求人は資産、能力を活用しても収入充当額が最低生活費を下回る状況にあった。

処分庁は、請求人の就労が決まり、収入が見込まれることをもって却下理由の一つとしたが、その就労による収入が最低生活費を上回るかどうかの根拠が明確でなく却下理由としては妥当ではない。

(3) 法第4条第2項では民法に定める扶養義務者の扶養は生活保護に優先して行われることが規定され、扶養援助は常に検討されなければならないものではあるが、扶養義務者からの扶養が受けられるかどうか、保護の前提要件



となるものではない。

民法上、扶養の履行は当事者間の協議を前提とし、生活保護の実施要領上も扶養の履行は努めて当事者間における話し合いにおいて解決し、納得のうえ履行させることを本旨として取扱うこととしている。

本件においては、請求人の父母及び弟は民法第 877 条第 1 項の絶対的扶養義務者に当たり、生活扶助義務があると解されるが、処分庁が行ったこれら扶養義務者に対する調査においては、すべて扶養不可能との回答を得ており、処分庁が、請求人の扶養義務者に援助不可能と思われる者がいないことを却下の理由とすることはできない。

- (4) 請求人からは、保護申請却下の通知が法 24 条第 3 項で定める期限を経過した後に通知された点についても請求理由とされたが、本件取り消し処分に影響を与えるものではないため、判断からは除外する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件審査請求は理由があると認め、行政不服審査法第 40 条第 3 項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成 18 年 12 月 22 日

審査庁 山形県知事 齋 藤

